

【 2 部】
越前市における
介護予防・日常生活支援総合事業
（新しい総合事業）

【案】

日時：平成28年9月28日（水）

① 14：00～14：50

② 15：00～15：50

場所：鯖江市嚮陽会館（多目的ホール）

越前市 市民福祉部 長寿福祉課

本日の資料目次

※1回目の説明で用いた資料（資料No.1、No.2、No.5）については、今回、説明しないため配布しておりません。越前市HPにて、全ての資料をダウンロードできます。

- 1 相談から総合事業の利用までの流れ**
・・・資料No. 3

- 2 各サービスの基準・報酬等について**
・・・資料No. 4

- 3 総合事業移行までのスケジュール**
・・・資料No. 6

- 4 新しい総合事業についてのQ&A**
・・・ Q&A

- 5 請求の流れ・給付管理の注意事項について**
・・・ 別紙

相談から総合事業の利用までの流れ

① 市役所長寿福祉課窓口相談

「事前確認シート」を基に、相談者から相談目的や希望するサービス内容を聞き取り、基本チェックリストの実施の可否について確認する。

- ・明らかに要介護認定が必要な場合や介護予防給付（訪問看護、福祉用具等）または介護給付によるサービス等を希望している場合は、要介護認定申請を案内する。
- ・第2号被保険者については、要介護認定申請を案内する。
- ・一般介護予防事業（つどい・各種教室等）の利用のみを希望している場合は、基本チェックリストの実施は不要とする。

② 基本チェックリストの実施

相談者に、基本チェックリストを聞き取りにて実施する。

- ・サービス利用のための手続きは、原則として相談者本人が直接窓口に出向いて行う。ただし、やむを得ない事情がある場合には、家族等を仲介として、自宅等で本人が基本チェックリストを実施することとする（詳細に関しては検討中）。
- ・要介護認定申請を案内するべき状態かどうかを把握するため、基本チェックリストを実施し必要に応じて相談者に要介護認定申請を案内する。

③ 事業対象者の判定・被保険者証等の交付

原則として即時に基本チェックリストの判定を行い、該当した場合は事業対象者とする。事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出し、事業対象者と記載された被保険者証及び負担割合証の交付を受ける。

- ・基本チェックリストの結果、非該当の場合については、一般介護予防事業の利用につなげる。

④ 介護予防ケアマネジメント

包括支援サブセンター（または委託居宅介護事業所）は、要支援者・事業対象者に対してアセスメントを行い、その結果に基づきケアプランの作成、サービスの案内等を行う。

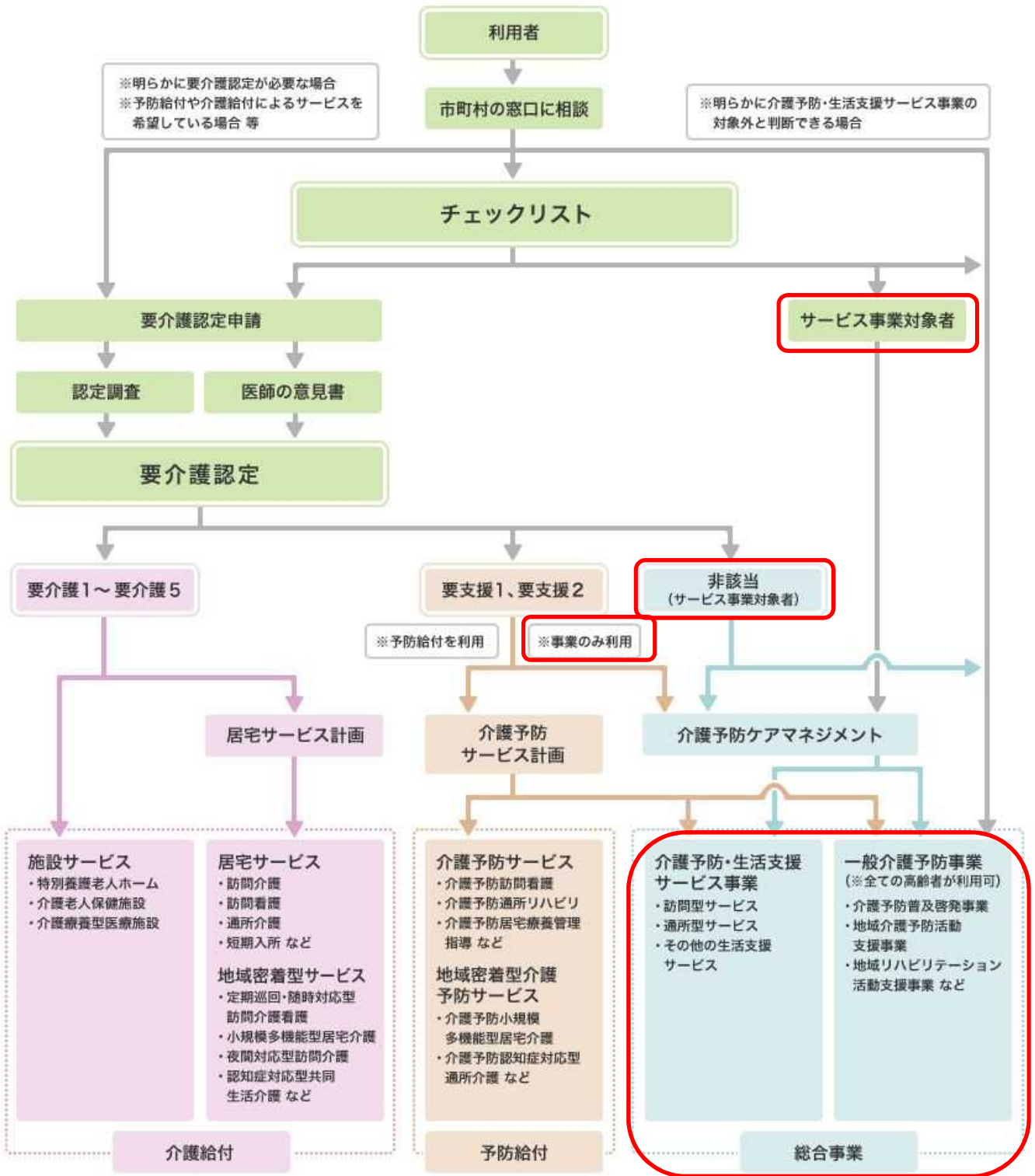
⑤ 総合事業の利用開始

要支援者・事業対象者は、ケアプランに基づき、サービス利用を開始する。

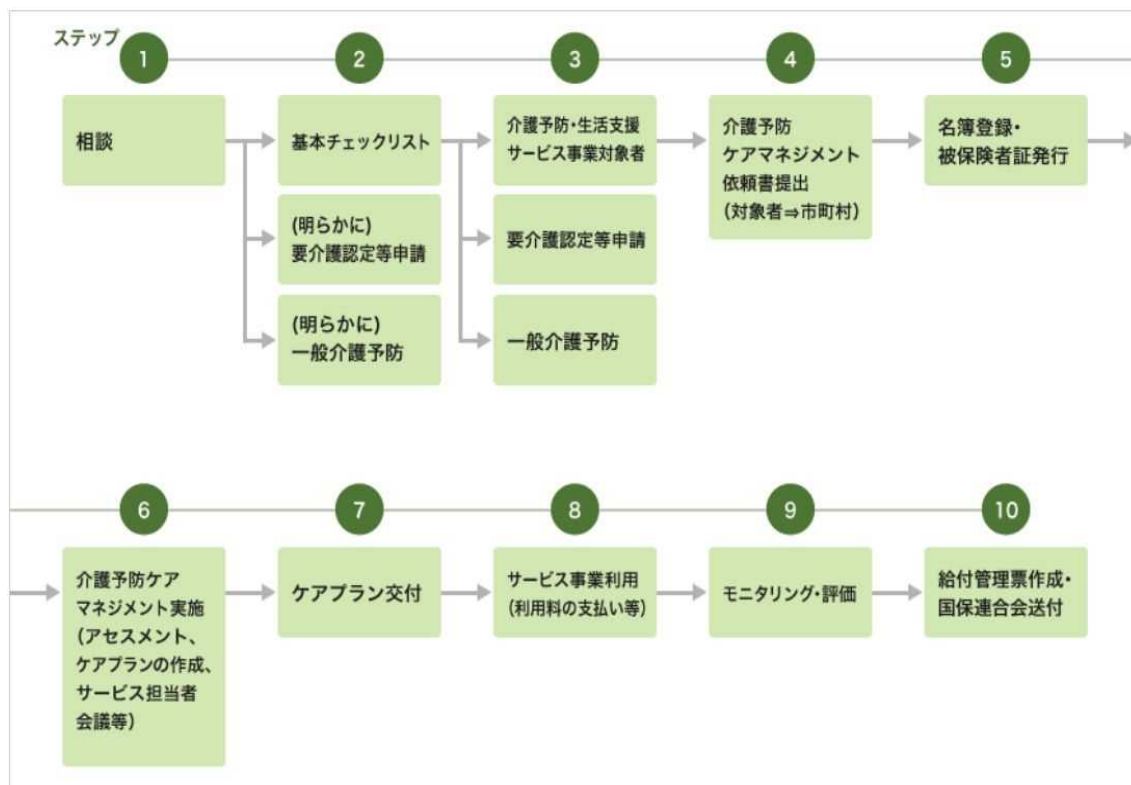
基本チェックリストとは、

生活機能の低下（運動・口腔・栄養・認知等）を判定する基本チェックリスト（国の基本項目 25 項目）に、福井県独自の認知項目 5 項目を追加した 30 項目のチェックリスト。これに、独自項目を追加する方向で現在検討中。

サービス利用の流れ（全体）



サービス利用の流れ（総合事業）



事前確認シート (案)

受付日： 年 月 日

対象者	氏名
	住所
	生年月日 <div style="text-align: center;">明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)</div>
連絡先	氏名 本人との関係 ()
	電話番号 (日中連絡が取れるところ)

【相談目的】

1	介護認定を受けたい。または、病院で認定調査を受けるよう勧められた。	
2	通所介護（デイサービス）等どこかに通えるサービスを受けたい。	
3	訪問介護（ホームヘルプサービス）などで介護や家事的な援助を受けたい。	
4	個別にリハビリを受けたい。	
5	杖や、歩行器、ベッドレンタルや、ポータブルトイレ・シャワートイレを購入したい。	
6	家の住宅改修をしたい	
7	服薬や病気の管理のために訪問看護等の医療的なサービスを受けたい。	
8	おむつの助成を受けたい。	
9	元気であるための運動や学習がしたい。	
10	※ 家での介護が難しく施設入所先を探している。	
11	※ 介護全般について相談したい。	

【現在の状態】

1	歩行はできますか	歩ける 又は 杖や歩行器を使用して、 自分で歩ける	自分では歩けない
2	階段は登れますか	登れる 又は 手すりにつかまって 登れる	登れない
3	入浴は、自分でできますか	できる	できない、介助が必要
4	排泄は、自分でできますか	できる 又は 時間はかかるができる	できない、介助が必要

5	着替えは、自分でできますか	できる 又は 手助けがあればできる	できない
6	食事は、自分で食べることが できますか	できる	できない
7	日常生活に支障がある物忘れ がありますか	ない	ある ※あてはまる症状に○ 暴言・暴行・大声・徘徊 感情不安定・被害妄想・同じ話 その他（ ）
8	現在は、入院中ですか	いいえ	はい 医療機関名（ ） 病名（ ）
9	現在は、通院中ですか	いいえ	はい ※複数の場合はすべて記入 ※主たるかかりつけ医療機関に○をつける こと。 医療機関名（ ） 病名（ ） 医療機関名（ ） 病名（ ） 医療機関名（ ） 病名（ ）

※網掛けの項目に○印が多い場合は、認定調査ではなく総合事業対象者となる可能性が高いです。

基本チェックリスト（案）

実施日 平成 年 月 日

住所	越前市	生年月日	年 月 日
氏名			

No.	質問の内容	回答 (番号に○をつけて下さい)		
1	バスや電車で1人で外出していますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	/5
2	日用品の買い物をしていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	/5
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	/2
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (18.5未満が該当)			(2/2)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	/3
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	/3
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	<input type="radio"/> 0. はい	<input type="radio"/> 1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	計 /20
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	(10/20)
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	基本チェックリスト
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	1.該当
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	<input type="radio"/> 1. はい	<input type="radio"/> 0. いいえ	2.非該当

※【注】資料No.4の内容は、現在、協議・検討中の事項があり、決定されたものではありません。

1. 訪問型サービス（予防給付相当・A1・A2型）の基準・報酬等

I. 基本方針

- ・予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・緩和した基準によるA1型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が高くないサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。A2型サービスについては、専門性を求めない簡易な生活支援とする。

I. サービスの概要

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーマケアが必要な者 等 <p>※(イ)についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、左記(ア)(イ)に該当しない軽度者</p>
サービス内容	身体介護・生活援助	身体介護を含まない生活援助 (H13.3.17.付け老計第10号の2で規定される生活援助を参照)
実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	概ね60分	60分以内

Ⅱ. 基準

(1) 人員配置

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1 以上
②管理者 専従ただし 書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③従事者	常勤換算で2.5 以上	必要数
④従事者の 資格要件	介護福祉士または介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
⑤サービス 提供責任者 (訪問事業 責任者)	【サービス提供責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合、減算あり)	【訪問事業責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合の減算なし)
⑥責任者の 配置要件	常勤の訪問介護員のうち利用者(※) 40 人につき 1 人配置 ※訪問介護と予防給付相当を合算 ※50人につき 1 人設置の特例あり	従事者のうち 1 以上必要数 ※訪問介護と予防給付相当と一体的に運営する場合には訪問介護と相当のみで基準満たす必要あり

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A 型を一体的に運営する場合>

- ・介護給付・予防給付相当サービス基準は緩和されない。

③④従事者の配置・資格要件

(例 1) 訪問介護員が A 型の従事者を兼務

- ・介護福祉士または初任者研修修了者等である必要。 ※一定の研修修了者は不可ということ
- ・介護給付・予防給付相当のみの勤務時間で常勤換算 2.5 人を満たす必要あり。
※A型の勤務時間は介護給付・予防給付相当の勤務時間に算入できない。

⑧訪問事業責任者の配置

(例 1) 介護給付・予防給付相当 40 人、A 型サービス 45 人利用

- ・介護給付・予防給付相当でサービス提供責任者を 1 人配置
- ・A 型サービスで訪問事業責任者を 1 人配置
※85 人全てが介護給付・予防給付相当の場合は、サービス提供責任者が 3 人必要。

(例 2) 介護給付・予防給付相当 35 人、A 型サービス 5 人利用

- ・サービス提供責任者を 1 人配置。 ※訪問事業責任者を兼務
- ・初任者研修修了者等をサービス提供責任者に配置する場合は、介護給付・予防給付相当では減算になる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	運営に必要な広さを有する専用の区画	運営に必要な広さを有する区画
備品・設備	サービスの提供に必要な設備および備品	サービスの提供に必要な設備および備品

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・設備は全て共有可能。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容および手続の説明および提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者およびサービス提供責任者の責務 ・運営規程の整備 ・介護等の総合的な提供 ・勤務体制等の確保 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・重要事項等の掲示 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 <ul style="list-style-type: none"> ・誇大広告の禁止 ・介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 ・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定） 	予防給付相当に同じ

効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的取扱い方針の規定 ・ 具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・ サービス提供に当たっての留意点の規定 	予防給付相当に同じ
--------------	--	-----------

Ⅲ. 報酬等

(4) 基本報酬

	予防給付相当		A1型サービス (緩和した基準によるサービス)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
週1回程度 (月5回上限)	266 単位	1,168 単位	225 単位	月5回上限
週2回程度 (月9回上限)	270 単位	2,335 単位		
週2回超 (月14回上限)	285 単位	3,704 単位		

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

予防給付相当・A1型サービスは月途中の変更も想定して単価を設定した。

原則、介護予防給付相当とA1型の併用はできない。

(5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
初回加算	200 単位/月	予防給付相当に同じ
生活機能向上連携加算	100 単位/月	実施しない
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の8.6%	実施しない
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の4.8%	
介護職員処遇改善加算(III)	(II)の90%加算	
介護職員処遇改善加算(IV)	(II)の80%加算	
責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算	所定単位の70%	実施しない
同一建物利用者20人以上の場合の減算	所定単位の90%	実施しない

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・ 同一建物利用者減算については、介護給付の訪問介護と予防給付相当は利用者数を合わせて計算するが、A型利用者は含めない。

訪問型サービスA2型（緩和した基準によるサービス）

I. サービスの概要

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、予防給付相当の（ア）（イ）に該当しない軽度者
サービス内容	身体介護を含まない簡易な生活支援（日中独居でも可） ・ゴミの分別やゴミ出し ・買い物の代行 ・簡単な調理や掃除等
実施方法	事業所委託
期間	6か月
上限回数	週2回まで
サービス提供時間	60分以内

II. 基準

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
人員	従事者 必要数
従事者の要件	市指定研修の受講修了者（8時間）
設備	必要な設備・備品
運営	必要に応じ、個別サービス計画の作成 <u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u>
	<u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>事故発生時の対応</u> <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項

III. 報酬

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
単価	サービス提供主体が設定
助成単価	400円/回
自己負担	差額

2. 訪問型サービスB（住民主体による支援）の基準・報酬等

基本方針

・住民主体の互助による助けあいとなるため、専門性を求めず、利用時間や内容など対象者に応じて融通の利く生活支援として設定する。

訪問型B（住民型）の概要

項目	訪問型B（住民型）
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、専門性がない簡易な生活支援が必要な者
内容	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 （例）ゴミ出し 買い物代行 電球の取り換え 布団干しなど
実施団体	町内会・自治振興会
期間	1年間
回数	実施主体が設定
提供時間	実施主体が設定
人員	従事者 必要数
設備	助け合いを提供するために必要な場所 必要な設備・備品
運営	従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者または従事者であった者の秘密保持 従事者または従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項
単価	実施主体が設定
事業実施者への支払	事業補助（助成）
自己負担	実施主体が設定（例 30分程度で300円程度を予定）

3. 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の基準・報酬等

I. 基本方針

日常生活に支障がある要支援者等の生活機能の低下要因を探り、利用者の個別の状態に応じた適切な助言や指導を行うことにより、生活機能の維持または向上を目指す。

また短期集中的に専門職が関わることで、利用者の日常生活の自立を促すよう支援する。

II. サービスの概要

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
対象者	短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された人。 生活機能向上の明確な意思があり、サービス終了後は自立した生活を送ることが見込まれる人。
サービス内容	保健医療職（リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士等）による日常生活のアセスメントを主とした訪問を行い、必要な相談・指導等を実施する。 他のサービスを組み合わせて利用している場合は、当事業の専門職によるアドバイスを引き継ぎ、運動の声かけや生活の支援を行う。 【運動器の機能向上プログラム】 自宅での生活動作や環境を把握した上で、日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムの提案、指導を行う。 【口腔機能向上プログラム】 口腔機能の向上教育および口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育および口腔体操等 【栄養改善プログラム】 栄養相談並びに栄養教育等
実施方法	委託 (上記の専門職が所属する訪問看護ステーション、医療機関、県栄養士会、県歯科衛生士会等を想定)
実施形態	個別指導
期間および回数	概ね3か月間（最長6か月間）
サービス上限回数	月4回まで
サービス提供時間	40分/回

Ⅲ. 基準

(1) 人員配置

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
サービス提供者	<p>必要数</p> <p>【運動器の機能向上プログラム担当】 理学療法士、作業療法士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士が行う）</p> <p>【口腔機能向上プログラム担当】 歯科衛生士、言語聴覚士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う）</p> <p>【栄養改善プログラム】 管理栄養士、栄養士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う）</p>

(2) 設備

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
備品・設備	事業提供に必要な備品

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、個別計画の作成 ・ サービス提供困難時の対応 ・ <u>心身の状況等の把握</u> ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ <u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> ・ <u>事故発生時の対応</u> ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 <p>※下線は、法令上必ず遵守すべき事項</p>

IV. 報酬

(1) 基本報酬

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）	
1回あたりの単価	40分	600単位
自己負担	1割もしくは2割	

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

(2) 加算・報酬単価等

項目	C型サービス（短期集中予防サービス）
初回加算	300 単位/月
モニタリング時加算	300 単位/月

1. 通所型サービス（予防給付相当・A型）の基準・報酬等

I. 基本方針

- ・予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・緩和した基準によるA型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が低いサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。

I. サービスの概要

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーリーケアが必要な者 等 <p>※ (イ) についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、左記(ア)(イ)に該当しない軽度者</p>
サービス内容	利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業
実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	3時間以上	3時間未満

II. 基準

(1) 人員基準

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1以上
②管理者 専従ただし書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③生活相談員	サービス提供時間を通じて 1以上 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	不要
④生活相談員資格	社会福祉主事または同等の能力を有する者	
⑤看護職員	看護師または准看護師単位ごとに1以上 ※定員が10名以下の場合には介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。	(定員10名以下) 不要 (定員11名以上) 体調急変時には、病院、診療所、訪問看護ステーション、同一法人等が運営する通所介護事業所等に勤務する(准)看護師と密接かつ適切な連携がとれること。
⑥従事者の配置	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.1以上 ※常時1以上の確保必要
⑦機能訓練指導員の配置	1以上	
⑧機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師	

※単位とは、サービスが同時に一体的に提供されるグループのこと。

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・これまで要介護者と要支援者を一体的に処遇する場合と同様、通所介護・予防給付相当利用者とA型利用者を一体的に処遇することは可能。その場合には、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなどそれぞれの処遇に影響がないよう、配慮すること。
- ・通所介護と予防給付相当サービスの基準は緩和されない。通所介護・予防給付相当サービスの利用者数に対し、人員基準を満たす必要がある。
- ・通所介護事業所の事業規模を区分する場合、予防給付相当サービスの利用者数は含めるが、A型は含めない。
- ・定員に関しても通所介護と予防給付相当サービスで定め、A型のみで別途定員を定める。

<従事者の配置例>

(例1) 通所介護・予防給付相当利用者8人、A型7人

- ・従事者1人を配置

(例2) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型7人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型で従事者1人

(例3) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型25人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型で従事者2人

- ・一体的に運営しない場合の実施方法としては、

- ①別の部屋で実施②部屋を区切って実施③時間をわけて実施④曜日をわけて実施等の方法が考えられる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	食堂および機能訓練室の合計 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※要介護と要支援者の合計	サービスを提供するために必要な場所の 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※A型定員数
備品・設備	・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・ 備品 ・その他サービスの提供に必要な設備およ び備品等	・消火設備その他非常災害に必要な設備・ 備品 ・その他サービスの提供に必要な設備およ び備品等

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・それぞれの処遇に問題がなければ、食堂および機能訓練室の合計面積が3㎡×(介護給付・予防給付相当定員数+A型の定員数)を満たしていればよい。
- ・A型のみを行う事業者が夜間および深夜に宿泊サービスを提供することは禁止する。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容および手続の説明および同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 介護予防支援事業者等との連携 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・ 介護予防サービス計画等の変更の援助 ・ サービス提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 緊急時等の対応 ・ 運営規程の整備 ・ 勤務体制等の確保等 ・ 定員の遵守 ・ 非常災害対策 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 重要事項等の掲示 ・ 従事者または従事者であった者の秘密保持 ・ 誇大広告の禁止 ・ 苦情処理体制の整備 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備と5年間の保存 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定） 	予防給付相当に同じ
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的取扱い方針の規定 ・ 具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・ サービス提供に当たっての留意点の規定 ・ 安全管理体制の確保 	予防給付相当に同じ ※必要に応じて個別計画の作成

Ⅲ. 報酬等

(4) 基本報酬

	予防給付相当		A型サービス (緩和した基準によるサービス)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
要支援1相当(月5回上限)	378 単位	1,647 単位	310単位	月5回
要支援2相当(月9回上限)	389 単位	3,377 単位		

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

- ・介護予防通所介護では、月額包括報酬であったが、月途中でのサービス変更も想定して予防給付相当およびA型の算定において原則として1回あたりの単価設定による報酬を用いる。

原則、予防給付相当とA型の併用はできない。

(5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
生活機能向上グループ活動 加算	100 単位/月	実施しない
運動器機能向上加算	225単位/月	実施しない
栄養改善加算	150単位/月	実施しない
口腔機能向上加算	150単位/月	実施しない
選択的サービス複数実施加算	480 単位/月(I) 700 単位/月(II)	実施しない
若年性認知症受入加算	240 単位/月	実施しない
定員超過・人員欠如による減算 割合	30%	実施しない
事業所評価加算	120単位/月	実施しない
サービス提供体制加算(I)イ	要支援1相当 72 単位 要支援2相当 144 単位	実施しない
サービス提供体制加算(I)ロ	要支援1相当 48 単位 要支援2相当 96 単位	
サービス提供体制加算(II)	要支援1相当 24 単位 要支援2相当 48 単位	実施しない
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の4.0%	
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の2.2%	
介護職員処遇改善加算(III)	(II)×0.9	実施しない
介護職員処遇改善加算(IV)	(II)×0.8	
自立支援プログラム未実施 減算割合		20%

自立支援プログラムとは、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め家庭や社会への参加を促すプログラムとする。プログラム提供にあたっては、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善及び生活課題の解決・改善に着目した向けた内容で行うこととする

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・人員基準欠如による減算

介護給付・予防給付相当とA型それぞれ必要となる勤務時間に対して、実際の職員の配置が人員欠如となる場合、介護給付・予防給付相当で減算になる。

- ・定員超過による減算

事業所単位ではなく、介護給付・予防給付相当の利用定員で超過しているか、A型のみで利用定員を超過しているかそれぞれで判断して、それぞれ減算。

- ・サービス提供体制強化加算

介護福祉士等の配置割合を計算する場合に、A型に従事する職員は含めず、予防給付相当サービスに従事する職員は含めて計算する。

2. 通所型サービスB（住民主体による支援）の基準・報酬

基本方針

- ・地域住民の互助による自主的な通いの場として設定

対象者が住み慣れた地域で、人とつながり生き生きと暮らしていける場とする。

通所型A・C型サービス利用者も一定期間のモニタリングに基づきできる限り通所型サービスBに移行していく。

通所型サービスB（住民型）

項目	通所型サービスB（住民型）
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、介護予防（閉じこもり予防等）のため、運動・交流の場が必要な者
内容	地域住民の互助による地域の通いの場
実施方法	住民ボランティア・住民主体の自主活動
期間	1年間
提供時間	3時間未満
人員	従事者 必要数
設備	サービスを提供するために必要な場所 必要な設備・備品
運営	<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>事故発生時の対応</u> <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項
実施者への支払	事業補助（助成）
自己負担	会費、材料費、食材料費、昼食代は自己負担

通所型B(つどい)の活動内容について

①市から講師を派遣もしくは紹介している講座

介護予防教室

運動器の機能向上 年2回派遣

音楽療法、栄養改善、口腔機能向上、薬の話 それぞれ年1回派遣

健康講話

地域包括サブセンター職員が訪問し、健康相談や講話、レクリエーション等を行う

その他

越前警察署による交通安全教室、南越消防組合による防火講話・救急講話、市消費者センターによる悪徳商法に関する出前講座、市政出前講座北陸電力出前講座、金融広報委員会出前講座、シルバー人材センター(物づくり、レクリエーション等)、紙芝居・ハーモニカのボランティア 等

②自主活動

スポーツ活動(体操やゲートボール等)、文化活動、お茶会・食事会、料理教室・そば打ち、奉仕活動、旅行、三世代交流 等

地区別つどい登録数および開催回

地区	つどい数	開催回数 年12回以上	開催回数 年18回以上(再)	子どもとの 共生(再)
東	13	13	6	5
西	16	14	2	3
南	18	17	4	3
神山	6	6	2	1
吉野	12	9	1	2
国高	14	8	4	2
大虫	8	6	1	1
坂口	4	4	0	0
王子保	11	7	3	2
北新庄	7	7	1	0
北日野	12	9	3	2
味真野	13	10	4	3
白山	9	7	2	1
粟田部	9	7	1	1
岡本	10	7	1	1
南中山	8	7	1	1
服間	14	11	2	0
つどい 計	184	149	38	28

3. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）の基準・報酬等について

I. 基本方針

日常生活に支障がある要支援者等の生活機能の低下要因を探り、利用者の個別性に応じた包括的なプログラムを行うことにより、生活機能の維持または向上を目指す。

また短期集中的に専門職が関わることで、利用者の日常生活の自立を促すよう支援する。

II. サービスの概要

項目	通所型C型サービス（短期集中予防サービス）
対象者	短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された人。
サービス内容	<p>複合型プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上プログラム <p>日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムを提供。（必要に応じて認知症予防に関するメニューを盛り込む）</p> ・口腔機能向上プログラム <p>口腔機能の向上教育および口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育および口腔体操等</p> ・栄養改善プログラム <p>栄養相談並びに栄養教育等</p> <p>「心身機能の改善」、「活動」の促進、「参加」の促進</p>
実施方法	事業所指定もしくは委託
実施形態	集団指導（15～20人まで）
期間および回数	概ね3ヵ月間 週1回 12回
サービス提供時間	3時間未満/回（送迎時間を含む）

Ⅲ. 基準

(1) 人員

項目	通所型C型サービス（短期集中予防サービス）
人員	<p>保健師または看護師、理学療法士、健康運動指導士、歯科衛生士（言語聴覚士）、管理栄養士等を配置する。</p> <p>保健師または看護師は必ず配置すること。</p> <p>【運動器の機能向上プログラム担当】 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士または健康運動指導士が行う）</p> <p>【口腔機能向上プログラム担当】 歯科衛生士、言語聴覚士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う）</p> <p>【栄養改善プログラム】 管理栄養士、栄養士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う）</p>

< C型と介護給付の通所介護を一体的に実施する場合 >

- ・通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等の提供に支障がない範囲で、指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、C型の提供を行う場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分する必要がある。

(2) 設備

項目	通所型C型サービス（短期集中予防サービス）
備品・設備	<ul style="list-style-type: none">・実施会場は、地域の公共施設や事業所内で実施し、サービスを提供するために必要なスペースを確保する。・送迎ができる車両を確保する。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	通所型C型サービス（短期集中予防サービス）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容および手続の説明および同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・個別計画の作成 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・運営規程の整備 ・勤務体制等の確保等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・重要事項等の掲示 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・誇大広告の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 ・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定）

IV. 報酬

項目	通所型C型サービス（短期集中予防サービス）	
1回あたりの単価	1人1回あたり 320単位（送迎込み） 1コース1事業者660,000円	指定事業者 委託事業者
自己負担	1割もしくは2割	

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

サービス提供に対する留意事項

1. 訪問型サービス

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス（サービスA）と、住民主体による支援（サービスB）保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス（サービスC）からなります。

（留意事項）

- ・総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護相当のサービスの利用に配慮する。
- ・新しい事業の対象者となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。
- ・訪問介護員等による現行の介護予防訪問介護相当のサービスについては、主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。
- ・現行の介護予防訪問介護相当のサービスを利用する場合や訪問型サービスAを利用する場合については、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。
- ・多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。

2. 通所サービス

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス(サービスA)と、住民主体による支援(サービスB)、保健、医療の専門職により短期集中で行うサービス(サービスC)からなります。

（留意事項）

- ・総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケース、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防通所介護相当のサービスの利用に配慮する。
- ・新しい事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。
- ・通所介護事業者の従事者による現行の介護予防通所介護相当のサービスについては、主に、「多様なサービス」の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。
- ・多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。

訪問型・通所型サービス実施までのスケジュール(予定)

・新しい総合事業における訪問型・通所型サービス実施に関するスケジュールについては
 下表の予定となっています。 ※今後、変更する可能性あり (H28. 9.28 現在)

時期	事業者関連	市民(利用者)関連
H28/8月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回事業者説明会を開催 『概要・考え方・単価等』(8/30) ・第1回事業所意向調査・アンケート・質問受付 (~9月中旬) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回事業者説明会(丹南市町合同)(9/28) ・質問への回答(Q&A) HPIにて随時更新 	
10月		
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所 受付開始 ・第3回事業所説明会(全事業所対象)(12月) 「国保連担当から請求方法・サービスコード表の 提示」 	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市広報 掲載(12月号)
H29/1月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請受付締め切り (1月中旬) 指定事業所決定 (1月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業のパンフレットを作成し、現在の利用者に対し、モニタリング時等に説明を開始
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・認定更新の開始※ 	
3月		
H29/4月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業サービス開始(4/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規認定申請者等総合事業の訪問型・通所型サービス利用開始 ・認定更新申請者に関しては、H29.4.1有効期間開始分から移行開始

※なお、予防給付相当サービスについては平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護または通所介護の指定を受けていた事業所はみなし規定が適用されるため、指定申請は不要です。

『指定申請が必要な事業所』

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護または通所介護の指定を受けた事業所については、予防給付相当サービスを行う場合にも事業所の指定申請が必要です。

※ 認定更新の注意点

予防給付から総合事業への切り替え時期 (訪問介護・通所介護のみ利用者)



- ・新規・更新・区分変更：認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者
- ・平成29年4月1日以降、基本チェックリストにより事業対象者となった者
- ・平成29年4月1日以降は要支援者の認定有効期間は最長2年になる。

- 越前市では、平成29年2月以降、認定更新を迎える人から、新しい総合事業へ切り替えします。
- 平成29年4月以降、新規申請や更新申請・変更申請により、新しく要支援に認定された人は、新しい総合事業を利用することになります。

【お知らせ】

本日の説明会を聞いて、新総合事業について質問がある方は、越前市HP「介護予防・日常生活支援総合事業（事業者向け）」ページの中にある「規定の様式（別紙2）」をダウンロードして、メールかFAXにて質問してください。

送付先

越前市長寿福祉課 地域包括支援センター宛て

- Mail: tyoujyu@city.echizen.lg.jp
- FAX: 0778-22-3257

本日、いただいた質問や今後いただいた質問への回答は、随時HP上に掲載していく予定です。越前市HPで「介護予防・日常生活支援総合事業(事業所向け)」ページをご覧ください。

質問No	質問種類	質問内容	回答内容
1	共通	住所地特例者に対する総合事業のサービス提供は、どうなるのか。	住所地特例に対する総合事業については、居住する施設の所在する市町村が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、越前市に施設がある住所地特例者については、越前市の総合事業のサービスを提供します。
2	共通	要支援1、要支援2という要介護状態区分は、総合事業移行後も存続するのか。	要支援の認定区分は、移行後も存続します。総合事業以外の介護予防サービス(訪問看護等)を利用する場合には、要支援認定を受ける必要があります。
3	共通	基本チェックリストにより「事業対象者」となって総合事業のサービスを利用している方が、要介護・要支援認定申請をした場合のサービスの取り扱いはどのようになるのか。	居宅において支援を受ける要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者に該当した者が対象であり、要介護者は、対象者ではないため、基本的に利用することはできない。ただし、通所型サービスB・訪問型サービスBのような住民主体のつどいに等については、住民の主体的な取り組みを支援し、共生社会を推進する観点から、要支援者が中心となっていれば要介護者も利用可能としている。
4	共通	介護保険のサービスと同じ事業所で同じ時間に実施する場合、支障がなければ職員の兼務・スペースの兼務は可能か。定員の上限は？	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業者が、通所介護と総合事業における通所事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取り扱いは、通所事業の類型に応じて、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①通所介護と現行の通所介護相当のサービスを一体的に運営する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒現行の介護予防通所介護に準ずるものとする。 ②通所介護と「通所型サービスA」を一体的に運営する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒従事者が専従要件をみなしているときのみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。 ・訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における訪問事業を同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護と「相当サービス」を一体的に運営する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒現行の介護予防訪問介護に順ずるものとする。 ②訪問介護と「訪問型サービスA」を一体的に運営する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒現行の訪問介護等の人員基準を満たすことが必要とする。サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数とする。
5	共通	介護予防通所型サービスと介護予防訪問型サービスの両方を利用することは可能か？	可能です。

6	共通	新しい総合事業には、介護保険負担割合証が適用になるのか？	適用になります。
7	共通	地域指定、中山間加算について・・・従来の範囲の他に新たに範囲を定めるのか？ (送迎の範囲など)	従来どおりの方法を適応しています。サービスAについては、新規の指定になります
8	共通	平成29年4月より、「予防」ではなく、「予防給付相当」と言う名称になるのか？	3月末日認定期間が切れる方から更新の手続きをします。 4月以降利用する方々からサービスが変更になります。現在要支援者で、認定期間がある方はそれまでは要支援の通所、訪問サービスを利用します。
9	通所型サービス	対象者は、通所型サービスを2種類以上(A・C等)利用できるか。	越前市では、通所A・Cを同時に利用する場合は、考えておりません。
10	通所型サービス	通所A型について、入浴、食事は要相談か？	越前市は短時間デイなので、入浴、食事を含むことを考えておりません。
11	通所型サービス	通所型サービスの時間帯の設定は？午前？午後？いつの時間帯でも良いのか？	いつの時間帯でも可能です。(例)デイ終了時、午後に別で実施している事業所もあります。
12	通所型サービス	通所型サービスの総合事業は、別場所が必要か。曜日によって、利用場所の共有は可能か？	資料No.4のP13【補足・解説】のとおり、それぞれに支障がなければ、同一の場所で実施可能
13	通所型サービス	送迎は必ずしも必要か？コミバスの利用は可能か？	送迎付きですが、自分で施設にくる時自己責任で来ることは可能とします。
14	通所型サービス	通所の現行相当とA型の対象者の選別について、明確なものがあるのか？ (例えば、チェックリストのこの項目など)	別紙「サービス提供に対する留意事項」を参照してください。
15	通所型サービス	通所の現行相当の提供時間が概ね3H以上とあるが、事業所によって時間は異なるということか？ 入浴の受入なども、事業所によって異なるのか？	送迎を含めた目安と考えてください。 総合事業としては、入浴、食事は考えていない。個別対応でお願いしたい。
16	訪問型サービス	訪問型について、予防給付相当、A型のサービス提供時間は60分が基準であるが、時間がオーバーした場合の報酬単価の請求は？	サービス提供時間は60分以内として、サービスの時間を超えた場合の請求は出来ない。
17	訪問型サービス	要支援1の人が週2回希望された場合、事業所の判断で受ける、受けないを決定できるのか？ (不服がある場合は、再度変更手続きや自費のサービス事業者を勧めるのか？)	要支援者、事業対象者の週2回以上の利用は想定していない。
18	基準	給付費の単価・サービスコードは？	単価は、1単位10円となります。 サービスコードは、1月の事業者説明会でお伝えし、併せて請求方法もお伝えいたします。

19	基準	1回の利用単位は、いくらなのか？	サービスによって異なりますので、資料No.4をご覧ください。
20	基準	職員体制は、専従なのか兼務できるのか？ 同一敷地のフロアスペースを使えるのか？	サービスによって異なりますので、資料No.4をご覧ください。
21	基準	基本報酬について資料の「サービス利用の流れ」にある要介護認定後、「非該当」になった方の報酬はどれ？	非該当の方は直ちに事業対象者ではなく、基本チェックリストを実施して該当した場合に、事業対象者としてサービスの利用になります。サービス単価は要支援と同じです。
22	基準	要支援1、2および非該当の方も、介護保険と同様、月額上限を超えた場合は実費になるのか？	事業対象者の方の限度額は、要支援1の限度額(50,030円)で設定しました。要支援1、要支援2については、従来の限度額を適応します。利用者の状態によっては区分限度額を超えることもあるが、これらは介護予防ケアマネジメントの中で判断されるもので、その時の上限額は要支援2の区分支給限度基準額を考えています。
23	基準	予防相当について、人員基準「生活相談員資格」とは、社会福祉主事または同等の能力とあるが、介護福祉士でも可能か。	通所の生活相談員については、既に事業所指定時に申請されている方で兼務可能です。改めて別の方を指定時に申請する必要はありません。
24	基準	訪問介護、通所介護の報酬上限ですが、上限を超えて利用する場合、事業所で独自の自己負担額を設定し、利用できるのか？各事業所へ任せるのか？ 市への報告は不要か？	全ては介護予防ケアマネジメント、介護予防支援のケアマネジメントでサービスの利用を想定している。訪問介護、通所介護でサービスの量を定めることはありません。
25	ケアマネジメント	状態変動が見られた場合、基本チェックはすぐに受けられるのか？ また、前回から間をおかなくても、変動があれば受けてよいのか？	状態の変動で基本チェックリストの再チェックは可能です。期限はありません。
26	ケアマネジメント	基本チェックリストは、サービス事業者にも開示できるのか？	当然、サービス提供事業者においては、開示いたします。
27	指定について	介護予防の指定事業所はどのように変わるか？	平成27年3月31日までに県で指定を受けた「介護予防訪問介護事業所」「介護予防通所介護事業所」は、市のみなし指定事業所となり「介護予防訪問介護相当サービス事業所」「介護予防通所介護相当サービス事業所」として、そのまま継続して介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスを行うことができます。市へ、改めて指定申請する必要は、ありません。 平成27年4月1日以降に県の指定を受けた「介護予防訪問介護事業所」「介護予防通所介護事業所」は市のみなし指定となりませんので、継続してサービスを提供する場合は、「介護予防訪問介護相当サービス事業所」「介護予防通所介護相当サービス事業所」の指定申請を市に行う必要があります。指定申請の仕方・用紙は、今後お伝えし、HPIにも掲載する予定です。

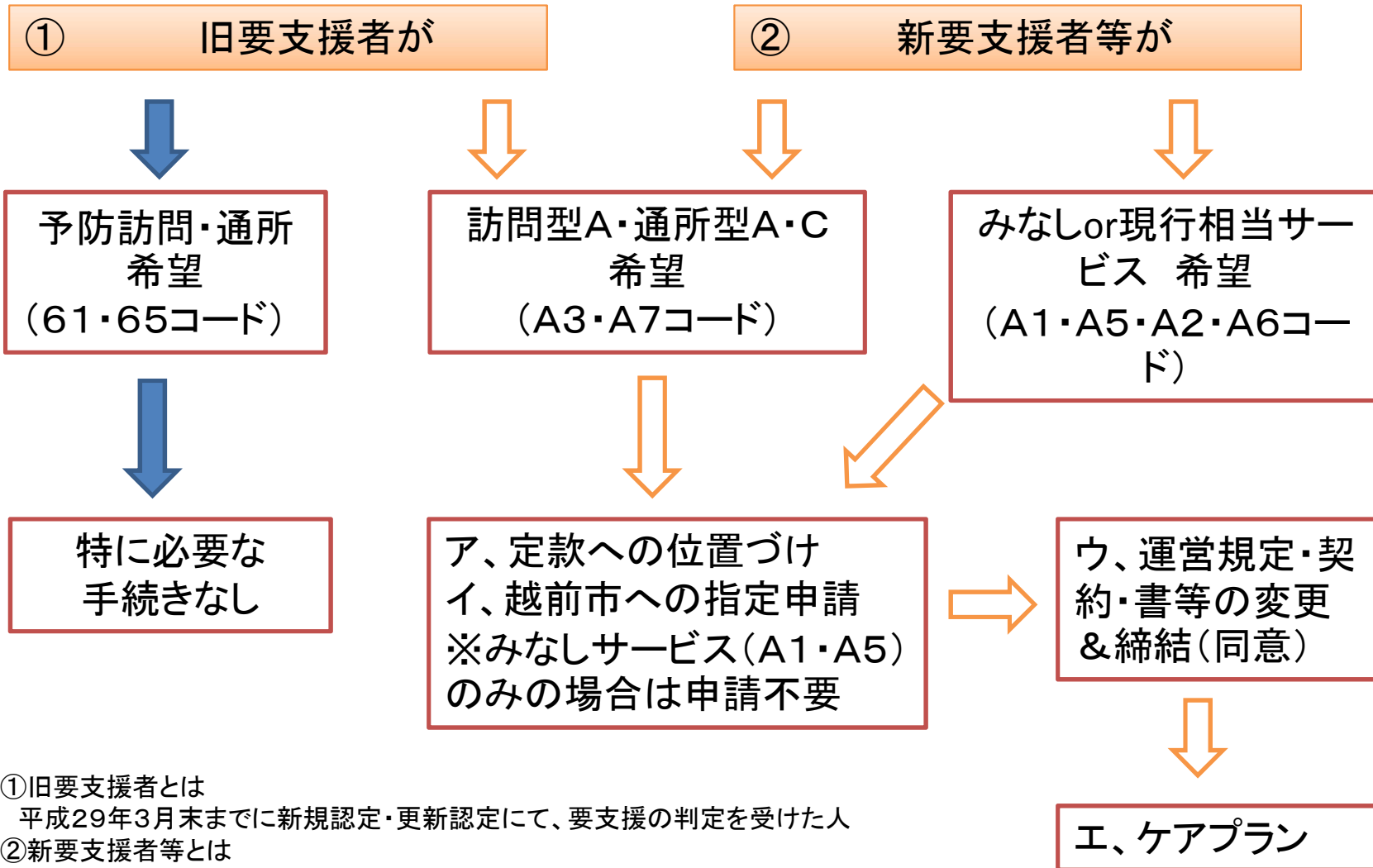
28	指定について	みなし指定は、いつまで効力があるのか。	みなし指定の効力があるのは、平成30年3月31日までです。 それ以降も相当サービスを行いたい場合は、指定の更新申請をする必要があります。
29	指定について	越前市以外の利用者がある場合は？	今まで更新は、都道府県に手続きすればよかったです。 平成30年4月1日からは、市町村の事業になると更新するのは要支援等の方がおられる各市町村に、更新手続きをしなければいけないこととなります。 例：越前市に事業所があり、南越前町の要支援のご利用者がいらっしゃれば、南越前町にも更新手続きをしなければいけません。
30	契約	それにより、契約書や重要事項説明書にも、名称を変更して再度契約する必要があるのか？	みなし指定、指定をしますの、サービス提供名称も変更して頂くこととなります。
31	契約	契約書、重要事項、介護予防サービス計画書など具体的どのように変えていけばよいのか	契約書、重要事項説明書、介護予防サービス計画書等の様式は各事業所で用意していただくこととなります。各様式において、総合事業のサービスであることが分かりやすいように記載してください。
32	その他	地域支援事業は、来年度も以降も継続されるのか？	国の制度であり、国の制度変更がない限り継続して実施します。
33	その他	65歳以下(2号)の人が非該当となった場合、障害サービスとゆるいA型サービスとは、どちらが優先されるのか？	今回の総合事業は65歳以上の第1号被保険者が対象になっているので、第2号被保険者は利用できない。

越前市におけるサービス体系・コード

サービス種類・類型			サービスコード	内容・基準 報酬単位	サービス実施者	期限
現行の介護 予防相当	みなしサービス	訪問型	A 1 (旧61)	予防訪問・予防通所 と同じ内容・基準	『みなし指定事業者』	H30.3/3 1終了
		通所型	A 5 (旧65)			
	現行相当	訪問型	A 2 (旧61)	予防訪問・予防通所 と同じ内容・基準	越前市の指定を受けた 『新規指定事業者』 ※平成27年4月以降に介護 予防訪問・予防通所の 指定を受けた者も含む	市が設 定
		通所型	A 6 (旧65)			
市独自基準 サービス	訪問型サービスA		A 3	緩和した基準 (別紙を参照)	越前市の指定を受けた 『みなし指定事業者』と 『新規指定事業者』	市が設 定
	通所型サービスA・C		A 7	緩和した基準・ 短期集中 (別紙を参照)		

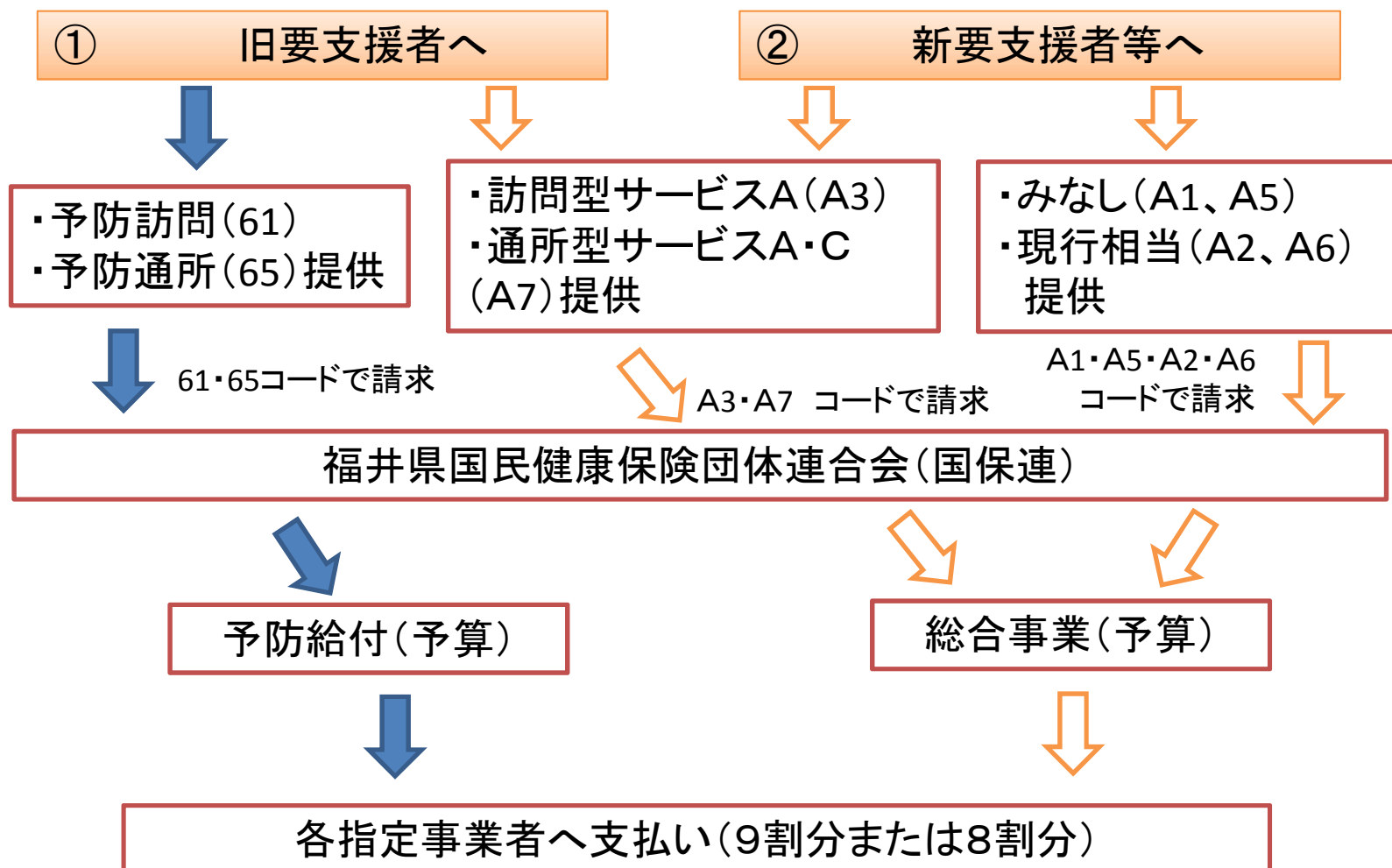
- 注意1 みなし指定事業者がみなしサービス以外を実施する場合は、越前市の指定を受ける必要があります。
- 注意2 平成27年4月以降に介護予防訪問・予防通所の指定を受けた者は、新しく越前市の指定を受ける必要があります。
- 注意3 (サービスコードについて)市のHPに単位数表マスタ(CSV形式)を掲載予定です。
A3・A7は、市独自コードになります。

事業者の手続きイメージ



- ①旧要支援者とは
平成29年3月末までに新規認定・更新認定にて、要支援の判定を受けた人
- ②新要支援者等とは
・平成29年4月以降に新規認定or更新認定にて、要支援の判定を受けた人
・基本チェックリストの判定で事業対象者となった人

請求と支払い イメージ



『介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けて間違いやすい給付管理』

平成29年度4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

現在要支援1、2の利用者は要介護認定が1年間なので、順次更新認定後から介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することになります。

平成29年4月以降、要支援1、2、サービス事業対象者になられた利用者は通所型サービス、訪問型サービスを利用することになります。

【通所型サービス・訪問型サービス】

総合事業移行

事 例	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
現在要支援1、2で要介護認定が平成30年2月末までの場合	予防給付費サービスコードを利用											
現在、要支援者で認定期間が平成29年9月末の場合、更新認定で要支援1、2、サービス事業対象者になり、10月以降も介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、訪問型サービス利用する場合	予防給付費サービスコードを利用							介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコードを利用				
平成29年4月以降、要支援1、2、サービス事業対象者になられた方で、通所型サービス、訪問型サービスを利用の場合	介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコードを利用											

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】

事 例	H29.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H30.1	2	3
現在要支援1、2で要介護認定が2月末まで	介護予防支援費のサービスコードを利用											
現在要支援者で認定期間が9月末の場合で、再度要支援1、2になった場合	介護予防支援費のサービスコードを利用											
現在要支援者で認定期間が9月末の場合で、サービス事業対象者になった場合	介護予防支援費のサービスコードを利用							介護予防ケアマネジメントの受託				
平成29年4月以降サービス事業対象者になった場合	サービス事業対象者となり通所型サービス、訪問型サービス等を利用開始した月から介護予防ケアマネジメントの受託											